



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内 対象の方は受給手続きが必要です

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u> は、住民税均等割非課税世帯や<u>令和4年1月以降</u>に新型コロナウイル ス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象と申請の有無

※DV等避難中の方でも、一定の要件を満たせば、現在のお住まいの 市区町村から受給できる場合がありますので、ご相談ください。

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯※令和3年度分の給付を受けていない世帯)

A 世帯全員の<u>令和4年度</u> 住民税均等割が非課税」

の世帯

※基準日(令和4年6月1日)時点において 芦屋市に住民登録のある方

<u>(確認書が送付された世帯・一度給付を受けた世帯に属する</u> 者を含む世帯・令和3年度分の給付を受けた世帯は対象外)

B <u>令和4年1月以降</u>の収入が 減少し**「住民税非課税相当**」

の収入となった世帯(家計急変世帯)

- ※申請日時点において芦屋市に住民登録のある方
- ※Aに該当する者の世帯は除きます

A 対象世帯には 確認書を郵送します (7月中旬以降発送予定)

- ①中身を確認して、確認書を返送して ください。
- ※同封の確認書に必要事項を記入し、添付書類が必要な場合 は貼り付け、返信用封筒で郵送してください。
- ②審査が終わり次第、指定の口座に給付金を振り込みます。
- ※世帯に令和3年12月11日以降に転入された方がいる場合は、市が令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村に課税状況を照会した後、対象世帯に郵送します(7月中旬頃以降に随時発送予定)。また、課税状況がわからない等で別途個別に文書等で確認する場合があります。

B 申請が必要です



詳しくは裏面をご確認ください

申請期間:令和4年6月1日(水) ~令和4年9月30日(金)

【申請書等の配布先・入手方法】

- ・電話での依頼(裏面のお問い合わせ)
- ・窓口での交付(市役所東館3階特設窓口及び 保健福祉センター1階総合相談窓口)
- 市ホームページからダウンロード

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点 から、郵送による提出にご協力ください。



申請者・請求者

支給対象世帯の世帯主

※世帯員や法定代理人等は委任により代理手続きが可能

申請(請求)期限

A:確認書発送日から3か月後

B: 令和4年9月30日(金)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

● 下記の基準すべてに該当する世帯は、給付金の申請ができますので、申請書類を入手し、期限までに申請してください。審査が終わり次第、支給決定となった世帯には指定の口座に給付金を振り込みます。

◆該当基準◆

- □ 表面の支給対象 A の「住民税非課税世帯」の給付対象でない。<u>(確認書が送付された世帯・一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯・令和3年度分の給付を受けた世帯は対象外)</u>
- □ 令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員の<u>令和4年1月以降の収入が減少し、それぞれの年収見込額が住民税非課税相当※の収入となった。</u>
- □ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でない。
- □ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けての収入の減少である。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、 不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは

【住民税非課税相当の確認方法】

世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和4年1月以降の任意の1か月 の収入×12か月の金額)が、右表 の非課税相当限度額(収入)以下と なるか確認する。

- ※収入は給与収入、年金収入、事業収入、 又は不動産収入のみを足したもの。非 課税の公的年金等収入(遺族年金等) は含みません。
- ※収入では要件を満たさない場合、1年間(令和4年分)の所得見込みで判定します。

(参考) 住民税非課税相当限度額表

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族が いない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1名) を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名) を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名) を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名) を扶養している場合	305.7万円	206.0万円

(注) 下表に該当する世帯は、下表の額を適用。これを超えた場合には、上表を適用。

障害者、寡婦、ひとり親の場合 **204.3万円** 135.0万円

◆申請時には、給与明細書、年金決定通知書、帳簿(事業収入、不動産収入にかかる経費の金額のわかる書類)、源泉徴収票、確定申告書、住民税申告書等の挙証資料の提出を求めますのでご準備ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



都道府県・市区町村・国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。市が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや電話で口座番号や暗証番号等をお聞きすることは絶対にありません。

お問い合わせ

芦屋市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター



0797-38-2053 受付時間:9:00~17:00 (平日)

窓口:市役所東館3階特設窓口

担当:芦屋市住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

内閣府住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間:9:00~20:00